

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
○自衛官の募集期間(二五二・総務課)	1
○自衛官採用試験の試験期日等(二五三・総務課)	1
○有料老人ホームの運営に関する改善命令(二五四・長寿社会課)	1
○秋田県防除実施基準の変更(二五五・森林整備課)	1
○秋田県の高高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更(二五六・森林整備課)	2
○松くい虫の被害のまん延防止のための措置命令(二五七・森林整備課)	2
○道路の供用開始(二五八・道路課)	2
公告	
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)	2
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)	2
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(鹿角地域振興局農林部)	3
○土地改良区の定款変更の認可(鹿角地域振興局農林部)	3
○土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)	3
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)	3
○県営土地改良事業工事了了(山本地域振興局農林部)	3
○土地改良区の役員の就任の届出(秋田地域振興局農林部)	4
○土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)	4
○土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)	4
○土地改良区の役員の就任の届出(仙北地域振興局農林部)	4
○土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)	4
選挙管理委員会告示	
○個人演説会を開催することができる施設の指定(五四)	4

監査委員公告
○監査結果に基づき講じた措置の公表(一一)……………4

告示

秋田県告示第二百五十二号

平成十九年度第一回二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十八条の規定に基づき、告示する。

平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺田典城

募集期間

平成十九年五月一日から同年六月十二日まで

秋田県告示第二百五十三号

平成十九年度第一回二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日及び試験場を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定に基づき、告示する。

平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺田典城

試験期日	試験場		募集地域
	名称	位置	
自衛隊秋田地方協力本部 館出張所	自衛隊秋田地方協力本部大館出張所	大館市赤館町三番三三	大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡 北秋田郡
	自衛隊秋田地方協力本部能代地域事務所	能代市花園町二十六番二二	能代市 山本郡
自衛隊秋田地方協力本部秋田募集案内所	自衛隊秋田地方協力本部秋田募集案内所	秋田市茨島二丁目八番二十四	秋田市 男鹿市 南秋田郡
	陸上自衛隊秋田駐屯地	秋田市寺内字將軍野一番地	秋田県全域

自衛隊秋田地方協力本部由利本荘地域事務所	由利本荘市給人町七番三三	由利本荘市 にかほ市
自衛隊秋田地方協力本部大館地域事務所	大館市大曲町二十一番五	大館市 仙北郡
自衛隊秋田地方協力本部横手地域事務所	横手市横手町字上真山百九十五	横手市 湯沢市 雄勝郡

秋田県告示第二百五十四号

老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第八項の規定により、有料老人ホームの運営に関して、入居者の保護のため必要な措置を執るべきことを設置者に対して命令したので、同条第九項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 被命令者
- (一) 名称 有限会社シルバートナーズ
- (二) 代表者氏名 野崎 紀久彦
- (三) 主たる事務所の所在地 東京都千代田区内幸町一―一七
- (四) 大和生命ビル五階
- (五) 施設の名称 花あかり角館
- (六) 命令年月日 平成十九年四月十日
- (七) 命令の内容 秋田県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、有料老人ホームに配置すべきすべての職種について、適正に職員を配置すること。
- (八) 命令の履行期限 平成十九年四月十三日
- (九) 命令の原因となった事実 平成十九年四月九日に秋田県が実施した施設への立入検査の結果、有料老人ホームに配置すべきすべての職種について、被命令者と雇用関係にある職員が配置されていないかった。

秋田県告示第二百五十五号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第七条の三第一項の規定による秋田県防除実施基準を次のとおり変更したので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

平成十九年四月二十七日

「次のとおり」は省略し、関係書類は次の箇所に備え置いて縦覧に供する。

秋田県知事 寺 田 典 城
農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局、山本地域振興局、秋田地域振興局、由利地域振興局、仙北地域振興局、平鹿地域振興局及び雄勝地域振興局、秋田市役所、能代市役所、横手市役所、大館市役所、男鹿市役所、湯沢市役所、由利本荘市役所、潟上市役所、大仙市役所、北秋田市役所、にかほ市役所及び仙北市役所並びに山本郡藤里町役場、三種町役場及び八峰町役場、南秋田郡五城目町役場、八郎潟町役場、井川町役場及び大潟村役場、仙北郡美郷町役場並びに雄勝郡羽後町役場

秋田県告示第二百五十六号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第七条の五第一項の規定による秋田県の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次のとおり変更したので、同条第三項において準用する同法第七条の三第四項の規定に基づき、公表する。
平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

「次のとおり」は省略し、関係書類は次の箇所に備え置いて縦覧に供する。

農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局、山本地域振興局、秋田地域振興局、由利地域振興局、仙北地域振興局、平鹿地域振興局及び雄勝地域振興局、秋田市役所、能代市役所、横手市役所、大館市役所、男鹿市役所、湯沢市役所、由利本荘市役所、潟上市役所、大仙市役所、北秋田市役所、にかほ市役所及び仙北市役所並びに山本郡藤里町役場、三種町役場及び八峰町役場、南秋田郡五城目町役場、八郎潟町役場、井川町役場及び大潟村役場、仙北郡美郷町役場並びに雄勝郡羽後町役場

秋田県告示第二百五十七号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第二項の規定に基づき、松くい虫の被害のまん延を防止するため、特別伐倒駆除を命ずるので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。
平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 区域及び期間

(一) 区域 秋田市及び潟上市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課、秋田地域振興局、秋田市役所

及び潟上市役所に備え置いて縦覧に供する。(一) 期間 平成十九年五月十七日から平成二十年三月二十一日まで

二 森林病害虫等の種類 松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐採して焼却(炭化を含む)しなければならない。命令をしようとする理由

一 (一)に掲げる区域の松林において松くい虫による被害が発生しており、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一(一)に掲げる区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行うべき樹木及びその内容については、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

(二) 三に掲げる措置について、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル(木材チップパー)により破砕する場合一つあつては、十五ミリメートル)以下となるように破砕を行わなければならない。

(三) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地域振興局を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、四により申請書を提出する場合は、この限りでない。

四 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、三に掲げる措置を行った樹木の所在する地域を管轄する地域振興局を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(五) 知事は、三に掲げる措置を行うべき松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者が、一(一)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないときは、行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(六) 知事は、(五)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をそ

の者から徴収することがある。
秋田県告示第二百五十八号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

Table with 2 columns: 道路の種類 (Road Type) and 路線名 (Route Name). Row 1: 県道 (Prefectural Road), 大館十和田湖線 (Daihan Jyudaiwa Lake Line). Row 2: 区間 (Section), 鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部四三番一ニ地先から七六番二五地先まで (From the first site of No. 43-1-2 to the first site of No. 76-2-5, Kurohoro Town, Kamikakuyama District).

一 供用開始の区間
二 供用開始の期日 平成十九年四月二十七日午前九時
三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成十九年四月二十七日から同年五月十日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあつた年月日 平成十九年四月九日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 衆らく

三 代表者の氏名 奥 直 子
四 主たる事務所の所在地 秋田県横手市大屋新町字仏ヶ沢百四十七番地三

五 定款に記載された目的 この法人は、訪問マッサージ事業を施術する事により、障害者や高齢者の健康と福祉の増進を図り、そして、障害者や高齢者の自立支援のための就労を目指す事業を行い、お互いの人格を尊重しながら、心身ともに明るく元気に安心して地元で暮ら

せる地域づくりに寄与する事を目的とする。

六 定款の変更内容

- (一) 目的の変更
- (二) 事業の変更

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日

平成十九年四月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人秋田県解体環境協会

三 代表者の氏名

武田 彰 允

四 主たる事務所の所在地

秋田県北秋田市脇神字平崎川戸沼十二番地七

五 定款に記載された目的

この法人は、地球環境の保全のため、解体工事に伴う建設廃棄物の抑制、再利用、再資源化、不法投棄撤廃等の普及啓発の活動を推進し、循環型社会の実現に寄与する。また、地震、火災等の大規模災害時に円滑な救援活動を行うため、行政機関等との連携のもと、速やかな復旧・復興活動により、地域住民の安全確保の実現に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、小坂町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

鹿角郡小坂町小坂字余路米八十三番地

二 就任理事の住所及び氏名

鹿角郡小坂町小坂字余路米八番地

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、小坂町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年四月十七日認可したので、同条第三項の規定に

基づき、公告する。

平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大館市下川沿土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年四月十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 秋田県山本郡二ツ井町種土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

能代市二ツ井町種字熊野堂前二百四十四番地 成田多市郎

字櫻沢八十八番地一 佐藤 久悦

字宮ノ下百二十五番地一 成田 耕一

字上樋ノ口九番地 藤田 鉄雄

字外面百八番地 畑山 鉄雄

字熊野堂前二百二十番地四 佐藤 博咲

二百二十六番地 佐藤 貞夫

(二) 就任理事の住所及び氏名

能代市二ツ井町種字熊野堂前二百四十四番地 成田多市郎

字櫻沢八十八番地一 茂呂 久悦

字宮ノ下百二十五番地一 成田 耕一

字上樋ノ口九番地 藤田 鉄雄

字外面百八番地 畑山 鉄雄

字熊野堂前二百二十六番地 佐藤 貞夫

二百二十二番地 穴山彦十郎

二 三種町鶴川土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

山本郡三種町鶴川字帆出二十二番地一 成田 和保

字大曲百三十一番地 成田 栄悦

字萱刈沢二十番地 佐々木一三

山本郡三種町富岡新田字富岡五十九番地一 田森 弘

鶴川字東鶴川三十番地一 西村良司信

外岡字羽立二十四番地 大高 孝夫

鶴川字十八坂二百二十六番地 内藤 輝秀

久米岡新田字吉岡六十二番地 阿部 保

川尻字川尻屋根下七十三番地二 佐々木林市

十四番地 杉沢 清光

字安戸六前谷地一番地一 田中 廣儀

森岳字二ツ森三十三番地 荻沢 誠作

八十五番地一 石川 隆弘

(二) 就任理事の住所及び氏名

山本郡三種町鶴川字萱刈沢二十番地 佐々木一三

字帆出二十二番地一 成田 和保

富岡新田字富岡五十九番地一 成田 栄悦

字大曲百三十一番地 田森 弘

鶴川字上谷地三番地二 相原 富樹

字西鶴川六十番地 三浦 松男

外岡字羽立六十三番地 内藤 房雄

川尻字川尻屋根下五十四番地 及位 公英

久米岡新田字吉岡六番地一 佐々木孝一

川尻字川尻屋根下十四番地 関 清光

安戸六前谷地二十六番地一 杉沢 豊久

田中 廣儀

石川 隆弘

荻沢 誠作

佐藤 嘉郎

斎藤 清作

佐々木文治

(三) 退任監事の住所及び氏名

山本郡三種町鶴川字内田四十四番地 佐藤 嘉郎

字家の下六番地 斎藤 清作

久米岡新田字吉岡三番地一 佐々木文治

(四) 就任監事の住所及び氏名

山本郡三種町鶴川字内田四十四番地 佐藤 嘉郎

字東鶴川二十一番地 田村 広

久米岡新田字吉岡三番地一 佐々木文治

県営土地改良事業(市川堰富田地区県営担い手育成基盤整備事業)につき、その工事を平成十八年十一月十三日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第

三項の規定に基づき、公告する。
平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。
平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 県営土地改良事業（金岡地区県営担い手育成基盤整備事業）完了年月日 平成十九年三月二十六日

二 県営土地改良事業（刈橋堰地区県営担い手育成基盤整備事業）完了年月日 平成十九年三月二十六日

三 県営土地改良事業（松山第二地区県営担い手育成基盤整備事業）完了年月日 平成十九年三月二十六日

平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、男鹿市五里合土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任理事の住所及び氏名
男鹿市五里合中石字八幡前百五番地 太田 次男

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、昭和土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年四月十九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、西目土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年四月十九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六

項の規定により、大仙市神宮寺松倉堰土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任理事の住所及び氏名
大仙市神宮寺字神宮寺百九十三番地 齊藤 泰幸

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仙北市田沢湖若松堰土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年四月二十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第五十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨仙北市選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
平成十九年四月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施設の種類	施設の所在地	指定年月日
仙北市角館交流センター	仙北市角館町中菅沢七十七番地三十	平成十九年四月一日

監査委員公告

秋田県公報第十一号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。
平成19年4月27日

秋田県監査委員 富 樫 博 之

秋田県監査委員 杉 江 宗 祐
秋田県監査委員 大 和 顕 治
秋田県監査委員 菊 地 康 男
18財—34
平成19年4月6日

秋田県監査委員 富 樫 博 之

秋田県監査委員 富 樫 博 之
秋田県監査委員 大 和 顕 治
秋田県監査委員 菊 地 康 男
秋田県監査委員 寺 田 典 城

財政的援助団体の監査結果に基づき講じた措置について（通知）
平成19年3月8日付け監委—817で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。
別紙

監査箇所名	財団法人秋田県総合公社	所管課名	総務課
監査年月日	平成19年2月1日		

(指摘事項)
環境保全センターにおける硫化水素発生抑制剤の購入において、公社の財務規程に基づき請書を作成していないものがあるため、今後は適切に処理すること。

(所管課措置事項)
今後は、公社の財務規程に添って適切に処理するよう指導しました。なお、当該法人では財務規程の改正を行い、平成19年度からは請書を廃止し、契約書で処理することとしております。

監査箇所名	社団法人秋田県農業公社	所管課名	農林政策課
監査年月日	平成19年2月6日		

(指摘事項)
家畜導入事業等に係る未収金の回収に一層努めること。

(所管課措置事項)
文書、電話、面談による督促や分割納入の協議等により未収金回収に努めており、平成19年2月末現在の未

収額は、195,545,222円となっており、前年度未残高の403,747,255円と比較して208,202,033円減少しております。特に家畜導入事業については、未収農家の実態に応じて、法的措置も含め専門家の力を借りながら回収を進めております。
今後とも、未収金の回収に努めるよう指導してまいります。

監査箇所名	財団法人秋田県物産振興会	所管課名	産業経済政策課 債権管理グループ
監査年月日	平成19年2月7日		

(指摘事項)
県から受託した県産品普及宣伝対策事業において、事業内容の確認を怠ったことにより、契約の一部に不履行が生じたので、今後は、内部統制を充実させ、確実な契約履行に努めること。

(所管課措置事項)
平成19年2月21日に公益法人の検査を実施し、物品購入に係る適切な会計処理の徹底を図ることなど、事務処理体制の充実・強化について指導しました。
なお、委託契約の一部不履行に係る返還金の請求手続きを平成19年1月12日付けで、返還金に係る利息の請求手続きを平成19年1月29日付けで行い、それぞれ平成19年1月24日及び2月2日に県に納入されました。

監査箇所名	財団法人あきた企業活性化センター	所管課名	商工業振興課
監査年月日	平成19年2月2日		

(指摘事項)
機械類貸与事業等に係る未収金の回収に一層努めること。

(所管課措置事項)
債権管理体制の強化のため、債権管理専任職員を配置するとともに、債権管理の実務に精通した非常勤職員を採用し、未収企業の現状調査と回収を実施するなど、債権回収に努めてまいります。

また、未収債権発生の未然防止を図るため、創業して間もない企業や財務内容に難がある企業を中心に、企業訪問による経営状況や貸与設備の稼働状況等の把握を行い、経営指導にも努めております。
これにより、平成18年12月末現在の未収額は422,635,994円となっており、前年度未残高の450,055,102円と比較して27,419,108円減少しております。
今後とも、より効率的に債権管理を行うため、債権管理事務を担う専門的知識を有した人材の確保・活用を図り、貸与企業のフォロー、債権発生時の迅速な対応措置を実施するなど、未収金の回収に一層努めるよう指導してまいります。

監査箇所名	株式会社秋田ふるさと村	所管課名	観光課
監査年月日	平成19年2月8日		

(指摘事項)
施設の利用料金に係る未収金の回収に一層努めるとともに、督促状況等の記録を整備しておくこと。

(所管課措置事項)
未収金については、相手方から債権債務関係の存在及び返済意思確認のための債務返済計画書等を徴することなどでその回収に努めており、平成19年3月29日現在で1,798,925円となっておりますが、これと平行して、督促に係る経緯を記録した債権管理簿を作成・整理するよう指導しました。
また、今後は法的措置も含め未収金の回収に努めるよう指導してまいります。

監査箇所名	秋田県住宅供給公社	所管課名	建築住宅課
監査年月日	平成19年2月6日		

(指摘事項)
家賃住宅管理事業等に係る未収金の回収に一層努めること。

(所管課措置事項)
文書、電話、自宅訪問による滞納者本人への督促及び連帯保証人への督促に加え、法的措置をとるなど強力的に回収を進めるよう指導してきたところであり、その結果、平成19年3月10日現在の未収金は15,130,167円となっております。
今後、連帯保証人への督促強化など、一層の未収金回収に努めるよう指導してまいります。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄